

3-4 EU 木材規則の実施

3-4-1 EU 木材規則に関連した国内法制度と体制

1) EU 木材規則実施のための国内法令

EU 木材規則 (EU Timber Regulation, EUTR) の国内実施法として、2 つの法律が制定されている。1 つは EUTR を国内で実施するための「違法に伐採された木材の商取引を防止するための法律 (木材流通一保安法 : Bundesgesetz gegen den Handel des illegal geschlagenen Holzes, HolzSiG)」で、2011 年 7 月に制定 (最新の改正は 2015 年 8 月) された。もう 1 つは、EUTR をドイツ国内で生産された木材と木材製品に適用するための「木材流通一保安法に関する一般行政規則 (Allgemeine Verwaltungsvorschrift zum Holzhandels-Sicherungs-Gesetz, HolzSiGVwV)」で、2013 年 11 月に制定された。これらの法令の仮訳を 3-5 に収録した。

違法に伐採された木材の商取引を防止するための法律(HolzSiG) は 10 条からなり、その構成は表 3.1 のとおりである。

表 3.1 違法に伐採された木材の商取引を防止するための法律 (HolzSiG)の概要

構成	概要
第 1 条 適用範囲と任務委譲	木材輸入のための FLEGT(EC 木材規則 NO.2173/2005)と第三国から EU 域内に輸入された木材または EU の多加盟国からドイツに持ち込まれた木材 (EU 木材規則 NO.995/2010)を対象とし、連邦食料農業省が管轄官庁である。 国産材については州法によって定められた各管轄官庁が責任を負う。
第 2 条 侵害権限	管轄官庁は有効な FLEGT 認可システムに反している、違法に伐採された木材を出荷しているという違法行為を突き止めるために管轄官庁は必要な措置 (市場参加者のデューデリジェンスの実施、木材・木材製品の検査、差し押さえ等) を講じる。 管轄官庁は、疑わしいかどうかにかかわらず、木材・木材製品のサンプルを採取しチューネン研究所で検査する。
第 3 条 税関の協力	管轄官庁の監視に税関が協力する。
第 4 条 データ交換	管轄官庁、税関当局は情報を共有できる。
第 5 条 法規命令制定権	連邦食料・農業省は監視に関する規則を定めることができる。
第 6 条 情報提供義務、容認義務、告発義務	管轄官庁からの要請があった場合は必要な情報を提供しなければならない。
第 7 条 罰金規定	5 万ユーロ以下の罰金：FLEGT・EUTR に反している、EUTR で要求される記録文書が保管されていない、デューデリジェンスを実施しない等 2 万ユーロ以下の罰金：情報を提示しない、担当職員に協力しない等
第 8 条 罰則	1 年以下の自由刑または罰金刑：私利私欲のための故意による FLEGT・EUTR 違反
第 9 条 押収	刑法、秩序違反法により罰金・罰則に関連する物品を押収することができる。
第 10 条 施行	交付の翌日から施行。

2) EUTR 実施のための執行体制

(1) 管轄官庁

HolzSiG によって、連邦行政機関である連邦食糧・農業・消費者保護省(Bundesministerium für Ernährung und Landwirtschaft: BMEL)が、この法律の施行に責任を負っていることが明記され、EUTR に関連した政策法案作成を行っている。EUTR に関連した施策の実施は、BMEL の下部組織である連邦農業食料機関(Bundesanstalt für Landwirtschaft und Ernährung: BLE)が BMEL の責任の範囲内で行うことになっており、EUTR の管轄官庁として登録されているが¹³、輸入木材に関する監督のみを担当している。国産材については、州法によって定められた各管轄官庁が責任を負うことが規定されているが、EC に対しては

¹³ 欧州委員会(2019) Nominated Competent Authorities For implementation of the Regulation EU 995/20101 (EUTR). [https://ec.europa.eu/environment/forests/pdf/LIST%20of%20CAs%20\(EUTR\)%20-%20updated%2008JAN2019.pdf](https://ec.europa.eu/environment/forests/pdf/LIST%20of%20CAs%20(EUTR)%20-%20updated%2008JAN2019.pdf)

報告されていない¹⁴。EUTR の国産材への適用は、後述する。

(2) 税関の協力

HolzSiG には、EUTR の実施のために税関が協力することが規定されている。税関から CA である BLE には、EUTR に関わる HS コードのすべての貨物のリストが共有される。そこには、貨物の詳細情報である原産国(country of origin)、サプライヤーと事業者の名称と住所、製品情報 (HS コード、詳細、材積、価格)、市場に入った日時 (Date of placing on the market) が含まれている。BLE はこの情報をもとに検査を計画し実施している。

BLE によると、税関の協力については HolzSiG に明記されているが、実際には他の法規の改正等が必要であり、税関からの情報が得られるようになるための法的根拠が整備され、実際に情報が共有されるまでには、HolzSiG 制定からしばらく時間がかかったとのことである。

(3) 研究機関の協力

HolzSiG 第 2 条では、木材・木材製品の検査において、BMEL の下部組織の連邦研究機関であるチューネン研究所 (Thünen Institut) が協力することを規定している。BLE は検査の際にサンプルを採取し、チューネン研究所に分析を依頼する。

(4) 監視団体

EUTR では、欧州委員会 (EC) が関係する加盟国と協議の上、監視団体 (Monitoring Organization, MO) の認定を行い、各国の所轄官庁が、自らの管轄権内で活動する MO を定期的 (2 年に 1 度) に検査することが定められている (EU 木材規則 NO.995/2010、No. 607/2012)。しかしながら、HolzSiG には、監視団体に関連する具体的な規則は記されていない。EC のウェブサイトで公開されている 2019 年 3 月付けの情報¹⁵では、ドイツに本拠地を置く監視団体は 2 機関である。詳細は 3-4-2 に記載する。

(5) EUTR の国産材への適用

HolzSiG 第 1 条には、国産材は州法によって定められた各管轄官庁が責任を負うことが規定されている。州法で定められた管轄官庁が、HolzSiG に基づきドイツ国内で統一的な監視を行うために、木材流通—保安法に関する一般行政規則 (HolzSiGVwV) が、2013 年 11 月 25 日に制定された。監視の対象となる市場参加者は、ドイツ国内で木材を伐採し国内市場に初めて流通させる森林所有者と小規模個人木材購買者 (立木のまま木材を購入し自分

¹⁴ ドイツは国産材に関する EUTR に基づく監督について EC に報告を行っていない。

¹⁵ 欧州委員会(2019) List of recognized MOs.

<https://ec.europa.eu/environment/forests/pdf/List%20of%20recognised%20MOs%20for%20web%20updated%2006MAR19.pdf>

で伐採する)であり、監視のための一般原則として、HolzSiGの規定に加えて連邦と州の森林法、自然保護法に従うことが明記されている。HolzSiGVwVで特徴的なのは、以下の記述である。

監視実施の必要性及び範囲を判断する際、特に留意しなくてはならないのはリスクの程度がどのくらいかということである。すなわち、ドイツ連邦共和国の領土内で伐採された木材、各州の管轄官庁が担当する地域で伐採された木材が、違法であるリスクをどの程度はらんでいるのかを見極める必要がある。“リスクがある”と決定する際に留意しなくてはならない点は、特定の市場参加者が過去にどのくらいの頻度で、特定の州やある州の特定の地域、特定の種類の木材を違法に伐採していたか、有効であると認定済みの規則、少なくともEU実施規則NO.607/2012第4条、またはそれに準ずる第三者によって精査済みの規則が認められている森林地域で伐採されたのか、である。それらの点を鑑みて調査しなくてはならない。特定の市場参加者たちが、特定の国や地域で、特定の種類の木材を繰り返し違法に伐採していることを当局が突き止めた場合、リスク上昇に比例して、監視体制をさらに強化しなくてはならない(第3節(2))。

また、市場参加者は下記の情報を5年間保管することが求められている。

第5節(2)

1. 商号、製品の種類、流通している木材の種類を含む記述。流通している木材の種類が名称が明確ではない場合は、これらに追加して、木材の種類を学名を記述しなくてはならない。
2. 伐採が行われた国とその国内のどの州、どの地域で行われたかの記述。
3. 体積、重量、製品単位の数を含む分量に関する記述。
4. その木材が納入された購買者の名前と住所に関する記述。
5. その木材が現在効力を有する法規に適合していることを明示する正式文書、またはそれを明示するその他の証明書。

そして、連邦州の管轄官庁はそれを監視する必要がある。

第5節(2) 続き

市場参加者が提出する略式記述を手掛かりにして、とりわけ電子的形態で発行された請求書、配達証明書等もチェックしなくてはならない。提出された情報だけでなく、とりわけどの森林で、いつその木材が伐採されたのかを突き止めなくてはならない。チェックの結果、それぞれの森林所有者や小規模個人木材購買者によって上市された木材に関して、管轄官庁が追加的調査を行わない場合、その木材は合法的に伐採されたものと見なされる。

市場参加者が提出する略式記述を手掛かりにして、とりわけ電子的形態で発行された請求書、配達証明書等もチェックしなくてはならない。提出された情報だけでなく、とりわけ

どの森林で、いつその木材が伐採されたのかを突き止めなくてはならない。チェックの結果、それぞれの森林所有者や小規模個人木材購買者によって上市された木材に関して、管轄官庁が追加的調査を行わない場合、その木材は合法的に伐採されたものと見なされる。

さらに、HolzSiGVwV には次のような記述がある。

第5節(5)

市場参加者がドイツ連邦共和国内の土地で自己の責任において木材を伐採した場合、伐採の際、その市場参加者が木材伐採に関するすべての法令を遵守していると自分自身で判断できていると確認することができれば、リスク評価手続き、リスク軽減手続きを適用した調査は必須ではない。

以上の事から、ドイツにおける国産材の EUTR の適用は次のように理解することができる¹⁶。

- ドイツ国産材については、森林所有者等が木材を伐採した場合、森林所有者の義務である「持続可能で適切な管理」に基づき（3-3 参照）、法令を遵守して伐採をしている場合は、デュエリジェンスシステムの完全な実施（リスク評価とリスクの低減）は必須とされていない。
- 森林所有者は第5節(2)に示された5つの情報を文書化し、5年間保存しなければならない。これは特別新しく必要となる情報ではないと考えられる。
- HolzSiGVwV は、連邦州の管轄当局が森林所有者の保存する情報の信ぴょう性を確認し、必要であれば追加的な調査をすることを監視として求めているが、それと同時に、「監視実施の必要性及び範囲を判断する際、特に留意しなくてはならないのはリスクの程度がどのくらいか」と明記している。ドイツ政府は、国内に違法伐採のリスクはほとんどないという見解であり、NGO の評価も同様である（NEPcon 2018¹⁷）。上述した規則とこのリスクの認識によって現状では、各州の CA は EUTR の対応のために追加的な監視等を行う必要性はなく、将来リスクが懸念された場合には対応するという状況である（BLE インタビューに基づく）。平成 28 年度に実施されたノルトライン・ヴェストファーレン州における調査でも、同州の CA は EUTR に関するルーチン的な監視は行っていないと報告されている¹⁸。CA は半年に一度 EUTR の実施状況を EC に報告しているが、ドイツの CA は国産材の検査に関する情報は報告

¹⁶ 本事業では、ドイツの輸入材に対する EUTR の適用について焦点を当てて調査を行ったため、国産材に対する EUTR の適用の実態について連邦州に設置された CA の訪問等は実施していないため、収集できた事実から推察できることとして提示する。

¹⁷ NEPcon, 2018. Timber Legality Assessment Germany. <https://www.nepcon.org/sites/default/files/NEPCon-TIMBER-Germany-Risk-Assessment-EN-V1.1.pdf>

¹⁸ 林野庁平成 28 年度「グリーンウッド法」体制整備等事業 海外現地調査報告書

していない (UNEP-WCMC 2019¹⁹)。

- 結果としてドイツでは、国産材は、既存の森林管理、生産、流通等に関する連邦法と連邦州法を遵守していれば、EUTR 対応として特別な作業（事業者のデューデリジェンスシステムの実施や CA の監視等）を実施することなく、EUTR に基づいた合法性が確保された（違法な木材であるリスクが無視できる）木材とされ EU 市場に流通していると考えられる。

3-4-2. EU 木材規則の実施

EUTR の実施の現状を調査するために、ドイツの管轄官庁と監視団体にインタビュー調査を行った。以下は、引用が明記されていない限り、インタビューに基づく情報である。

1) 管轄官庁

ドイツにおける EUTR の管轄官庁 (Competent Authority: CA) は、連邦農業食料機関 (Bundesanstalt für Landwirtschaft und Ernährung: BLE) が登録されている²⁰。BLE は、農業、漁業、食料、健康にかかわる消費者保護を行う機関で、農作物の品質ラベル表示の監視、検査等を実施している。本部はボン、支部はハンブルグ、ワイマール、ミュンヘンにあり、職員数は約 1,200 人である。EUTR の監視については、ボン本部の 6 名の職員が専任で行っている。事業者 (オペレーター) の立ち入り検査では、事業者の所在地を担当する支部の職員が検査を行い、その後収集した必要書類と検査レポートがボン本部の専任職員に送付され、最終的な判断が行われる。

ドイツは、EU の中で EUTR のなかで検査実施数が多い国の 1 つである。2018 年 7 月～12 月の下半期では、実施した総検査数は 105 件（そのうちデスクレビュー 11 件、オンサイト（訪問）による書類検査 30 件、オンサイトによる書類と製品の検査 64 件）で、ルーマニアとイタリアに次ぐ検査数となっている (UNEP-WCMC 2019²¹)。2019 年は、年間 250 件の検査を計画しており、本調査での訪問時の 9 月の時点で予定通りほぼ半分の検査を完了していた。

(1) 検査対象

BLE が実施する検査の対象は、EUTR で定められた、輸入木材・木材製品を EU の市場

¹⁹ UNEP-WCMC (2019) Overview of Competent Authority EU Timber Regulation checks, July-December 2018.

Statistics of checks performed by EU Member States and EEA countries to enforce the implementation of the EU Timber Regulation. UNEP-WCMC, Cambridge, UK.

<https://ec.europa.eu/environment/forests/pdf/UNEP%20WCMC%202019%20Overview%20of%20CA%20checks%20July-December%202018%20FINAL.pdf>

²⁰ 輸入された木材・木材製品を対象としていることに留意。

²¹ UNEP-WCMC (2019), 再掲

に最初に出荷する事業者（オペレーター）に該当するものうち、ドイツに所在を置く事業者である。BLE は欧州委員会（EC）に対し、ドイツの事業者数は約 25,000 と報告している（UNEP-WCMC 2019²²）。HolzSiG の施行当初、ドイツでは事業者数を把握するために、事業者に該当する企業に自主的な登録を求め、約 1,000 社の登録があった²³。その後、税関からのデータ共有によって、事業者数は 25,000 社であることが判明した。EUTR における事業者が誰なのかという点については議論があったが、現在では EU の税関申請フォーム（Single administrative document (SAD)）²⁴の 8 番のフィールドの「荷受人（Consignee）」に明記されている者が事業者に該当するという共通認識ができています。ドイツに所在を置く荷受人であれば、BLE が監督する対象と認識される。荷受人に輸入代理業者が記入されている場合もあるが、その場合は代理業者に問い合わせをし、その貨物を実際に受け取っている者を追跡している。また、荷受人は自己消費のために輸入を行った個人である場合もあるが、これも事業者とみなされている。しかし、BLE はこのような個人は積極的に検査を行う対象とみなしてはいない。

検査の対象となる事業者は、税関から共有されるデータを活用して選定されている。前項ですでに述べたように、HolzSiG に基づき、税関から BLE には、EUTR に関わる HS コードのすべての貨物のリストが四半期ごとに共有される。そこには、原産国、サプライヤーと事業者の名称と住所、製品情報（HS コード、詳細、量、価格）、市場に入った日時が含まれている。

BLE は税関から提供されるデータを使って様々な分析を行い検査の実施に活用している。例えば図 3.22 に示すように、事業者が輸入した荷口の価格の分布や、輸入量当たりの平均価格を分析することで、次のようなドイツの現状を明らかにすることができる。

- 木材を輸入した事業者数は、2019 年上半期にのべ 30,000 以上ある。
- 全事業者のうち 90%は 25,000 ユーロ以下の少額の輸入である
- 木材輸入総額の 82%は 450 社の事業者（事業者総数の 1.4%）によって輸入されている
- 輸入額の大きい事業者は単価の高い製品を扱っている

²² UNEP-WCMC (2019), 再掲

²³ 前述の通り、税関の協力が実際に実施されるまで時間がかかり、その間は自主的な登録を求めた。

²⁴ 欧州委員会ウェブサイト

http://ec.europa.eu/taxation_customs/sites/taxation/files/resources/documents/sad_text_en.xls

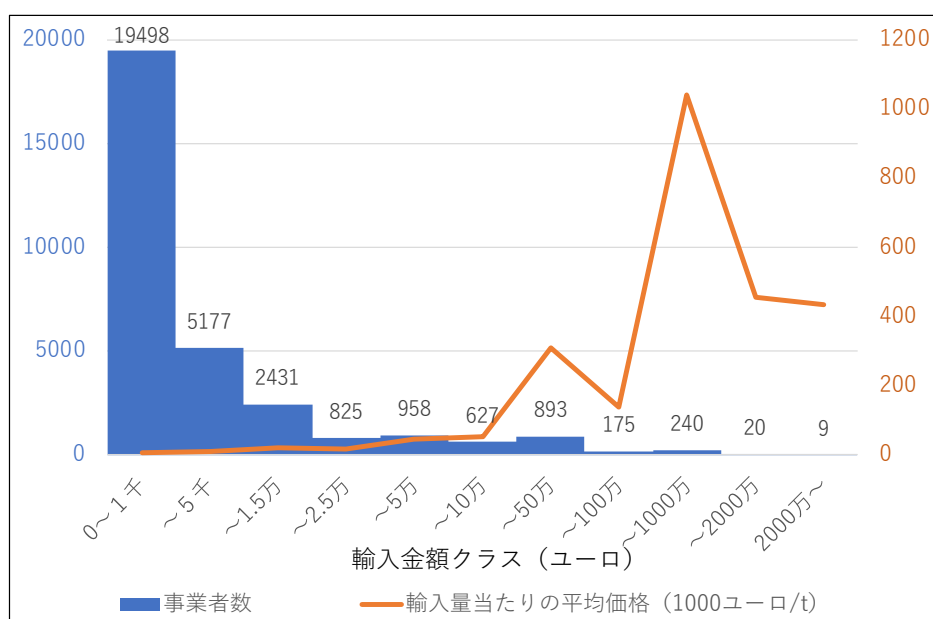


図 3.22 2019 年上半期の事業者数と輸入量当たり平均価格 (CA 提供データ)

この分析を踏まえ、BLE は、効率性を考慮し、輸入金額の大きい事業者を優先的に検査対象にするアプローチを取っている。輸入金額の大きい事業者によってドイツの木材のほとんどが輸入されており、そのような業者は単価の高い製品を扱っており、そのような製品はリスクが高いと想定されるからである。BLE は 2019 年上半期までに、事業者のうち輸入金額上位 200 社はすでに一度は検査を実施していた。ただ、輸入金額の多い事業者のうち、リスクが低いと考えられる国 (例えば米国) からの輸入のみを行っている事業者も存在し、逆に、輸入額の小さな会社でもリスクの高い国から輸入をしている事業者もあるので、このアプローチだけで対応はできないと認識している。そのため、次項で述べるリスクベースのアプローチを組み合わせて活用している。

BLE は、EUTR の取引業者 (トレーダー) については現在検査を行っていない。EUTR は、取引業者に製品のタイプ、量、サプライヤー名と取引先名等を 5 年間確認できる状態にしておくことを求めているが、これらの情報は商法や会計制度などのドイツの法制度に準じて企業経営を行う場合に当然求められる記録とその保管の規則でカバーされているため、あえて特別な検査を行う必要はないという認識であった。

(2) リスクベースのアプローチによる検査対象の選定

EUTR 第 10 条で、管轄官庁の検査はリスクベースアプローチで行われることになっている。BLE は、輸入量が多い原産国のリストを作成し、輸入量上位 20 か国から違法伐採リスクの高い国を毎年数か国選び、その年の検査のターゲットとする国を決定する。違法伐採リスクの高さは、主に腐敗認識指数(CPI)等を使用して評価している。毎年のターゲット国の

選定は、検査の効率性や効果の観点だけでなく、検査員がターゲット国の法制度やリスクについて事前に勉強できるという点でも重要となっている。

また、BLE の最近の計画では、事業者の検査を年間 250 件実施することとしているが、その半分はこれまで検査を行っていない事業者を対象にするように配慮している。ドイツの 2018 年の検査対象の判断基準は、リスクが高い原産国、家具業界（EUTR の実施が十分でないと思なされたため）、フォローアップ検査が必要な事業者であった（UNEP-WCMC 2019²⁵）。

(3) 検査の内容

EUTR によって、事業者は、違法に伐採された木材・木材製品を輸入するリスクが無視できることを確認するために、デューディリジェンスシステム（DDS）を実行することが求められている。BLE は、EUTR の規則と欧州委員会の EUTR に関するガイダンス文書に基づき、事業者が EUTR の要求事項を満たした DDS を実行しているか、木材輸入の際に DDS を使用して必要な書類を収集し、分析し、リスクが無視できることを判断しているかを検査する。EUTR によれば、DDS には情報、リスクアセスメント、リスクの低減の 3 要素があり、これらについて BLE が検査する内容は表 3.2 のとおりである。

表 3.2 DDS の各要素について BLE が検査する内容

DDS の要素	BLE の検査内容
情報	下記の情報を収集しているか？ 製品タイプ、樹種、伐採国、量、サプライヤーと取引業者の名称と住所、適用される法規に適合しているかを示す書類や情報
リスクアセスメント	下記を分析し、リスクが無視できるかどうかを確認しているか？ 伐採国の違法伐採リスク、該当樹種の違法伐採リスク、原産国の武力紛争、木材輸出入に関する該当国に対する制裁措置の有無、サプライチェーンの複雑さ
リスク低減	リスクが無視できない場合、下記を実施しているか？ 独立した第三者機関の検証スキームの利用、独自の現地調査の実施、木材（樹種、伐採地（国レベルまたはコンセッションレベル、個体）の特定のために科学的手法の利用

HolzSiG では、違法性が疑わしいケースかどうかにかかわらず、製品のサンプルを採取し、チューネン研究所で分析することが求められている。BLE は、科学的分析（組織学的分析、遺伝学的分析）も検査で積極的に活用している。

²⁵ UNEP-WCMC (2019), 再掲

(4) 検査方法

BLE はまず、上述したリスク判断基準を考慮して、検査対象の事業者を決定する。実際には、税関の情報を活用し、検査対象となる荷口を事業者に指定している。

BLE の事業者の検査には、デスクレビュー検査とオンサイト（訪問）検査の2通りある。デスクレビュー検査では、BLE は検査対象事業者が輸入した2つの荷口を指定し、DDS のすべての書類を BLE 本部に送付を依頼する。デスクレビューは本部の専任職員の2-3日の作業で完了でき、効率的に検査できる。オンサイト検査では、検査の約2週間前に5つの貨物を指定し、BLE 支部の検査員が事業者を訪問、半日～2日かけて現地で質問等しながら書類を収集する。5つの荷口のうち2つからは科学的分析のための木材・木材製品のサンプルを採取し、チューネン研究所に分析を依頼することを基本としている。検査員は簡単なレポートを作成し、収集した書類とともにボン本部に送付し、専任職員が1～4日かけて結論をだす。

検査の実施、特に検査を結論付ける専任職員には相応の知識と経験が必要になる。インタビューした BLE の担当者の見解では、一人前に作業ができるようになるには2年程度かかる、としている。

(5) 検査実績

HolzSiG では罰則が規定されており、検査の結果違反と判断された場合は、罰金・没収などが科せられることになる。2013～2016年の期間は、HolzSiG が十分に普及していないこともあり、また、「取り締まりを段階的に厳しくする」という政治的な意向もあり、違反に対して警告はするが罰則は課さないという対応していた。2016年以降は違反に対して規則通り罰則を科している（図 3.23）。2018年7～12月の期間に BLE が検査した105件のうち、49件で適切な DDS を実施していなかったことが判明、是正要求を通知し、44件から罰金を徴収、1件の没収を課した（UNEP-WCM 2019²⁶）。

²⁶ UNEP-WCMC (2019), 再掲

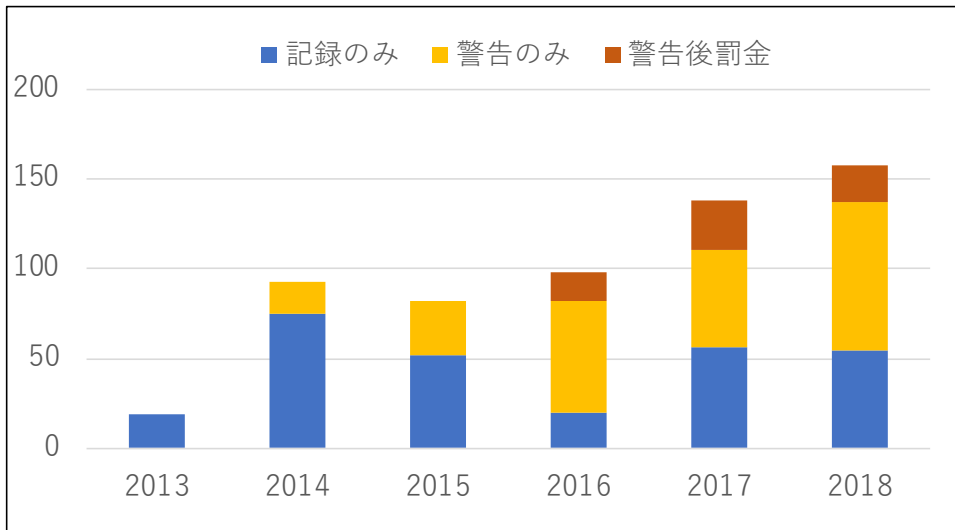


図 3.23 ドイツの違反件数の推移

これまでの罰金の最高額は 50,000 Euro で、貨物の没収は 2 件（コンゴ民主主義共和国から輸入されたウェンジ材、ミャンマーから輸入されたチーク材）生じている。コンゴの件は違法の証拠が存在したので商品は没収されたが²⁷、ミャンマーの件については合法か違法かどちらの証明もできなかったため、現地に返送されることになった。ドイツでは、違反した企業名の公表は許されていない。

BLE がこれまで実施してきた科学的検査数は増加傾向にあり、主に組織学的分析が実施されている（図 3.24）。2018 年には組織学的分析は 171 件、遺伝学的分析は 9 件実施された。

²⁷ BLE ウェブサイト https://www.ble.de/SharedDocs/Meldungen/DE/2017/171116_Wenge-Holz.html?nn=8904412

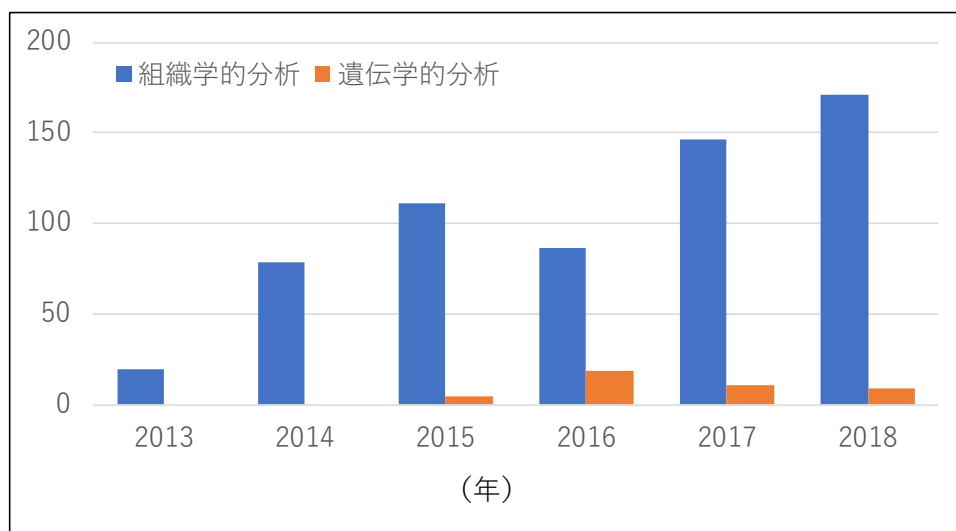


図 3.24 BLE が検査で実施した科学的分析数の推移

2019 年上半期に実施された科学的分析の結果では、サンプルを採取した製品のうち約 7 割は、原産国、樹種についての事業者の申告と科学的分析の結果が一致しており、正確な申告と判断された。製品別では、製材は 9 割で申告と分析結果が一致していたが、木材装飾品と紙製品では約 6 割、家具では 4 割程度が一致せず、虚偽の申告とみなされた。

(6) 検査の経験と教訓

BLE の検査担当者 2 名に、検査の経験と教訓についてインタビューを行った結果を以下に示す。これは、検査担当者個人の見解である場合もあるため、留意する必要があるが、豊富な経験に基づく意見として参考にすることができると考えられる。

ドイツ国内の事業者にはまだ EUTR のことを知らない企業が存在する。担当者の感覚として、全体のうち 60% の企業はまだ EUTR に対応できていない状況であるとのことである。HolzSiG の施行に伴い、政府から約 1,000 社に対して通知を送付したが、もっと普及の取組を実施する必要があったと考えており、現在でもまだその必要性を感じている。しかしながら、ドイツでは、BLE は EUTR を普及するという役割は与えられておらず、そのための予算も確保されていない。ドイツの企業は NGO (NEPCon 等) が開催するワークショップに参加しているようである。また、一般市民レベルでは、HolzSiG や EUTR はほとんど普及していないと考えるが、木材に限らず、製品のサプライチェーンのドイツ国内外での環境・社会影響についての関心は高まっていると感じている。

EUTR の施行開始当初は、検査において、事業者がサプライヤーを明かすことに難色を示すことや、第一次サプライヤーが第二次サプライヤーを教えることを拒否することなどがあったが、EUTR が普及するに従いそのような問題はなくなってきている。開始当初は、DDS でどのような書類・情報を収集すべきなのか EUTR の規則の中で明示されていなか

ったことから混乱があったが、EC で作成されたガイダンス文書（8-2 参照）が公開されたことで共通の認識が得られ、BLE の検査でも、ガイダンス文書を基準としている。

管轄官庁として検査を実施するにあたり、生産国の現状を理解することは非常に重要であると考えているが、木材・木材製品の生産国の法規制は多様で複雑であり、すべてに精通することは困難に感じている。特に、合法か違法かを明確に判別することは非常に困難である。BLE では、生産国の情報を NGO のレポートを含め様々な情報源から入手している。EUTR のために、EC に代わって UN-WCMC（世界自然保全モニタリングセンター）が国別情報を公開している²⁸。この情報は NGO のレポートに比べて中立的な情報であると考えているが、現在、公開されている国別情報は5カ国（ブラジル、中国、ミャンマー、ロシア、ウクライナ）に限られている。EU 各国の CA が集まる会合²⁹が2か月に一回程度開催され、そこで様々な情報交換を行っている。会合では、各国の違反の事例の情報交換も行なわれ、検査において何に注意を払う必要があるか参考にできる。例えば、ミャンマーから輸入されたチーク材の違法性の問題については、CA 会合で2年間ほど議論がなされ、その結果2017年に、ミャンマー国内で努力がなされているものの現時点ではミャンマーが輸出する木材が EUTR に適合していると証明することはできない、と結論付けた³⁰。BLE のウェブサイトでは、ミャンマーからの木材輸入に関する情報として、明確に「現在、ミャンマーから EUTR に準拠した木材の輸入はできません」と公表しているが³¹、これは CA 会合の結論に基づくものであり、BLE が独自に特定の国のリスク等に関する評価を公表することはない。NGO の Forest Trends が主催する TREE meeting という会合が年2回程度開催されている。そこでは、EU 域外の国の違法木材対策の監督を行う政府担当者や、生産国政府、NGO など様々な関係者が集まるため、BLE は、関連情報の収集、交換ができる場として活用している。

ドイツでは、BLE は木材生産国の情報を事業者に提供する役割は担っておらず、各事業者が自身で情報収集を行うべきという認識である（検査で活用するために情報収集は行っている）。ただ、上述したように、EU レベルでの決定については、国内に向けて情報提供を行っている（上述のミャンマーの例）。

検査において判断に困ることは多々ある。事業者によって収集された書類内容をそのま

²⁸ UN-WCMC ウェブサイト <https://www.unep-wcmc.org/resources-and-data/overviews-of-competent-authority-eu-timber-regulation-checks>

²⁹ 正式名称は、Commission Expert Group on the EU Timber Regulation (EUTR) and the Forest Law Enforcement, Governance and Trade Regulation (FLEGT)

³⁰ UNEP-WCMC (2017) Briefing Note for the Competent Authorities implementing the EU Timber Regulations. https://www.unep-wcmc.org/system/dataset_file_fields/files/000/000/468/original/Briefing_note_June17-July17.pdf

³¹ BLE ウェブサイト https://www.ble.de/SharedDocs/Pressemitteilungen/DE/2018/180613_Myanmar.html?nn=8904412

ま認めるか、虚偽を疑うかについては、原産国の CPI を参考に確認している。CPI については、その国の第一印象が得られるという点で活用している。CPI が 50 より下である生産国の木材・木材製品に関する検査では、DDS で収集された書類の信頼性を確認するようにしており、30 より下であれば基本的にはリスク低減が必要であるという認識を持っている。例えば、ペルーやブラジルは公的書類のデータベースがあるので、信憑性の確認が可能である。しかし、CPI の低い国だから問題があると一概に言うことはできないところが難しい点である。また、EUTR では、森林認証材であれば違法リスクがないと一概にみなせるわけではないという認識があり、BLE も同様の認識である。しかしながら、リスクの低減において森林認証が適切に活用されていれば、基本的には問題としていない。

事業者からは、木材製品の DDS は困難という声も聞かれる。確かに、加工品などサプライチェーンが長い場合、DDS は非常に複雑になる。しかし、他の製品（例えば綿製品など）について、同様の確認を実施できている事例もあり、木材製品での DDS の実施が不可能ではないと考えている。

罰金などの罰則規定は、一部の企業の行動を変化させるためには有効と考えている。ドイツでは、違反となった企業名の公開などは許されていない。問題のある調達を行っている会社に関する指摘を NGO から受ける場合もあるが、実際に規則を遵守して DDS を実施している企業から受ける場合もある。規則に従っている「良い」企業がビジネス上で不利にならないように、しっかりと監視を行うことが、CA の役割であると認識している。また、ドイツは EU の中では比較的厳しく監視を実施している国であると認識しているが、そのことがドイツ企業のビジネス上の競争において不利に働かないように、各国が適切に監視をする必要がある点について、EU の CA 会合などで発言している。

ドイツには MO（監視団体）が 2 社あるが、EU の他国と同様実質的に機能していないと認識している。EUTR 施行当初は、企業は何をすればいいかわからず、アドバイスなどを提供してくれる機関が必要であったが、現在は多くの企業が独自の DDS を使っている。EC の通知「EU 木材規則に関するガイダンス文書³²」では、MO の DDS を使用し、確認を受けている機関は CA の検査の優先順位を下げる事が可能とされているが³³、ドイツの MO である GD Holz Service 社の場合、リスクの高い木材・木材製品を扱っている事業者が同社のサービスを利用しているため CA の検査の対象となることが多く、企業にとっては MO の確認と CA の検査を二重に受けることとなり、企業にとって MO の DDS を使用す

³² 「Comission Notice of 12.2.2016 Guidance document for the EU Timber Regulation」。8 章に翻訳を収録している。

³³ 「EU 木材規則に関するガイダンス文書」には「MO を利用する事業者に対する CA の検査」の項目があり、「CA は、リスクに基づいて計画を策定する際に、MO のデューデリジェンスシステムを利用する事業者も含めなければならない。例えば、十分検査された MO のデューデリジェンスシステムを利用する事業者を「低リスク」とみなすなど、CA は MO の利用を検討材料に用いることもできる。」という記述がある（8-2-1）。

るメリットがあまりないという状況となっていると認識している。

2) 監視団体

欧州委員会の公表³⁴によれば、2019年3月時点でドイツに所在を置く監視団体(Monitoring Organization, MO)は下記の2団体である。

- GD Holz Service GmbH
- DIN CERTCO Gesellschaft für Konformitätsbewertung mbH

ドイツのCAであるBLEから、GD Holz Service社はより活発にMOとして活動しているという情報を得た。また現地調査のために両社に連絡を試みたものの、返答を得たのはGD Holz Service社のみであった。

(1) GD Holz Service社の概要

GD Holz Service社はドイツ木材貿易協会(GD Holz, Gesamtverband Deutscher Holzhandel e.V.)³⁵の子会社である。ドイツ木材貿易協会の会員がEUTRに対応するためのサービス提供のために設立され、2015年からEUTRのMOとして業務を行っている。

(2) GD Holz Service社のMOとしての活動

ドイツ木材貿易協会の会員は、EUTRの施行に伴いその要求事項に対応する必要性に迫られたため、ドイツ木材貿易協会がMOに登録し、会員企業をサポートすることを検討した。EUTRの第8条によって、「業務の遂行においていかなる利益相反も存在しないと保証できること」が求められているため、ドイツ木材貿易協会は子会社としてGD Holz Service社を設立し、2015年1月にMOとして登録された。実際にはGD Holz Service社はドイツ木材貿易協会と同じ建物内にオフィスを構え、業務に携わる社員は2名である。しかしながら、2015年以来、MOの業務を行ってきたが、2019年よりMOの業務は実質的に停止していることが、本調査で明らかになった。

MOの活動を停止している理由は、これまで4年間MOとして会員企業にサービスを提供していた中で、会員企業のニーズはMOによるDDSが正しく実施されているかどうかの確認ではなく、個々の企業の事情を踏まえてEUTRにどのように対応すればいいかについての専門的なアドバイスであることが判明したからである。EUTR第8条では、MOは事業者がDDSを提供するが、「事業者が適切にそのDDS利用していることを確認」し、「適切に利用していない場合は、適切な措置を講じる」ことになっている。さらにこの措置

³⁴ 欧州委員会(2019) List of recognized MOs, 再掲。

<https://ec.europa.eu/environment/forests/pdf/List%20of%20recognised%20MOs%20for%20web%20updated%2006MAR19.pdf>

³⁵ ドイツ木材貿易協会(GD Holz)ウェブサイト <https://www.gdholz.de/>

には、「事業者が重大または反復的な違反を犯している場合に管轄官庁へ通報すること」も含まれている。つまり、EUTR の MO は、管轄官庁の代わりに検査を実施するような役割として位置づけられており、MO の立場では、会員企業が適切に DDS を利用できていない場合にそれを指摘することはできても、具体的な改善のためのアドバイスを提供することができなかった。しかし、GD Holz Service 社の本来の目的はドイツ木材貿易協会会員企業の EUTR 対応の支援であり、会員企業のニーズは問題点の指摘ではなく、専門的なコンサルティングサービスであることが明確となり、MO としての業務では本来の目的達成と会員企業の満足を得ることができないことが明確になった。それに加えて、前項で述べたように欧州委員会の「EU 木材規則に関するガイダンス文書」には、CA は十分検査された MO の DDS を利用する事業者を「低リスク」とみなすなどこともできる、という記述があるものの、実際には、ドイツの CA である BLE は、GD Holz Service 社が MO として確認を行った事業者を低リスクとみなすことはなく検査を実施しており、ドイツ木材貿易協会会員企業は、MO の確認と CA の検査に対応しなければならず、より手間がかかっている状況を生じさせていた³⁶。

GD Holz Service 社は、ドイツでは CA と MO の協調、連携がとられていないためこのような事態になったと指摘していた。CA からは検査に関する情報はこれまで全く共有されていなかったため、MO の確認業務で反映することができなかった。一方で、前項で述べたように、CA である BLE は、リスクの高い木材・木材製品を扱っている事業者が同社のサービスを利用しているため検査せざるを得ないことを指摘していた。また、GD Holz Service 社は独立した会社組織であるとはいえ、ドイツ木材貿易協会と関係があるという認識を CA 担当者が持っていることもインタビューでは伺えた。

実際に、CA と MO の関係性に関する問題は、EUTR 実施の問題として認識されていると考えられる。欧州委員会の「EU 木材規則に関するガイダンス文書」(8-2-1 参照)には、「MO と CA の間の伝達および協調」という項があり以下の記述がある。

MO と CA との間で効果的なコミュニケーションが図られていれば、両者の能率が向上する。CA は、どの事業者が MO を利用しているかを知っていれば、リスクに基づいて計画を立案する際にそれを考慮することができる (例: そのような事業者への訪問を減らす)。これは CA、事業者および MO にとって有益である。

同様に、MO が提供するデューディリジェンスシステムを正しく利用できていないのはどの事業者かを CA が知っていれば、CA はそれを考慮に入れることができる (例: これらの事業者への訪問を増やす)。これは CA にとって有益である。なお MO には、規則

³⁶ 後述するが、MO の確認と CA の検査を受けた経験のある事業者は、MO の確認で問題がなくても、CA の検査で問題と指摘される場合があったとしている。

995/2010 の第 8 条 (1) 項 (c) 号に基づいて、CA と情報を共有する義務があることに留意しなければならない。

MO が特定の違法性の証拠を発見した場合、それは直ちにすべての加盟国の CA によって活用されることになる。

MO は、サービスを提供している加盟国の CA と、顧客の年次報告書 (契約有効期間の詳細を含む) を共有することが推奨される。

GD Holz Service 社は、EUTR 施行当初から状況が変化したことも指摘していた。施行当初は事業者は何をしたらいいのかわからず、MO の DDS を使用するということは負担軽減になると認識されていた。しかし実際に CA の検査を経験したりするなかで事業者にも学ぶことがあり、また新しい問題が生じることもあり、事業者の MO の役割に対する評価も変化したと同社は考えていた。

このような経緯を踏まえ GD Holz Service 社は、2019 年からドイツ木材貿易協会会員企業に対して、2 種類のサービスを提供している。1 つはこれまで通り MO としてのサービス提供、もう 1 つは EUTR 対応のためのコンサルティングサービスである。顧客企業は、どちらか 1 つを選ぶことができるが、現在すべての企業がコンサルティングサービスを選択し、MO のサービスを選択している企業はない。GD Holz Service 社は、EUTR の MO 登録を解除するつもりはなく、企業数はゼロと欧州委員会に報告している。MO のネットワークがあり、そこから得られる情報は有益であるため、MO 登録は継続していくとしている。GD Holz Service 社のコンサルティングサービスについては、業界団体の取組として次章に記述する。

3-5 EUTR に関するドイツ国内法（仮訳）

3-5-1 違法に伐採された木材の商取引を防止するための法律 仮訳

違法に伐採された木材の商取引を防止するための法律⁴⁰（木材流通－保安法、HolzSiG）
法令認証日：2011年7月11日

引用文全文：

“2011年7月11日（ドイツ連邦法令公報第1部1345ページ）付の木材流通 - 保安法の最新改定日と箇所は、2015年8月31日（ドイツ連邦法令公報第1部1474ページ）、第415条である”

最新状況：2015年8月31日（第1部1474ページ）第415条が改定された

脚注

（+++法律文有効日は：2011年7月15日以降とする+++）

（+++EC規則に関する法令策定者による公式アドバイス：

EC木材規則NO.2173/2005の実施（CELEX番号：32005R2173）第1条を参照せよ+++）

冒頭の言葉

連邦議会は、連邦議会議員及び連邦参議院議員の賛成多数により、以下の法案を可決した：

第1条 適用範囲と任務委譲

(1) この法律は、2005年12月20日の欧州理事会によるEC木材規則NO.2173/2005の実施、欧州共同体（2005年12月30日付官報、法令編347、1ページ）への木材輸入のために制定されたFLEGT（森林法、施行、ガバナンス及び貿易）認可システムに役立てる目的で施行される。欧州議会及び欧州理事会によるEU木材規則NO.995/2010は、木材及び木工製品を流通させる市場参加者が果たすべき義務を定めている（2010年11月12日付官報、法令編295、23ページ）。欧州理事会と欧州委員会は、これらの規則の補足規則と実施規則を合わせて公布するものとする。

(2) 連邦食糧・農業・消費者保護省（連邦行政機関）は、この法律の施行に責任を負っており、この法律に基づき法規命令を公布する。第1項には法行為において留意されるべき以下の規則が記されている。

⁴⁰ Gesetz gegen den Handel mit illegal eingeschlagenem Holz (Holzhandels-Sicherungs-Gesetz - HolzSiG)

1. EC 木材規則 NO.2173/2005

2. EU 木材規則 NO.995/2010 第三国から EU 域内市場へ輸入された木材及び木工製品、または EU の他加盟国からドイツへ持ち込まれた木材及び木工製品に関して。

その他の事案においては、州法によって定められた各管轄官庁が施行に責任を負う。

第 2 条 侵害権限

(1)管轄官庁は、第 1 条第 1 項に示されている違法行為を突き止めるため、必要な指令を発し、必要な措置を講じなくてはならない。その目的は、突き止められた違反行為を取り除くため、そして、将来起こりうる違反行為を事前に食い止めるためである。管轄官庁は、とりわけ以下に挙げる事項に留意しなくてはならない：

1. EC 木材規則 NO.2173/2005 付帯条項 2 に記されている木工製品、EC 木材規則 NO.2173/2005 付帯条項 1 に記されているパートナー諸国から託送された送付物を預かるケース。EC 木材規則 NO.2173/2005 第 2 条第 5 号が定めている有効な FLEGT 認可システムに反していないか疑わしいケース。

2. EU 木材規則 NO.995/2010 第 2 条 a が意味するところの木材及び木工製品を預かるケース。以下の条文に反していないかを精査する。

a) EU 木材規則 NO.995/2010 第 4 条第 1 項 または、

b) EU 木材規則 NO.995/2010 第 6 条に関連して第 4 条第 2 項。さらに、2012 年 7 月 6 日付委員会による EU 実施規則 NO.607/2012 第 2 条第 5 項。この実施規則は、欧州議会及び欧州理事会による EU 木材規則 NO.995/2010 に準じて、詳細な注意義務規則と監視機関のコントロール方法及び頻度、木材及び木工製品を流通させる市場参加者の果たすべき義務を定めている（2012 年 7 月 7 日付官報、法令編 177、16 ページ）。

そこには、すでに流通させた参加者、これから流通させようとする参加者も含まれる。

3. 第三者に第 2 号が意味している木材及び木工製品、すなわち第 1 号が意味している送付物の保管を委託していないか。

4. 第 1 号が意味している送付物、または第 2 号が意味している木材及び木工製品を

輸入者に引き渡していないか。引き渡している場合、輸入者に投棄の禁止と、輸入者が当該の送付物、木材もしくは木工製品を保管中に紛失した場合、送付物、木材もしくは木工製品が有する価値の110%を即時保証させるという条件を課しているか。

5. 第1号が意味している送付物、または第2号が意味している木材及び木工製品のサンプルが採取され、検査されるか、農村地域、森林、漁労を研究する連邦研究機関であるヨハン・ハインリヒ・フォン・チューネン研究所に検査のために提示（提出）される。採取と検査は疑わしいケースかどうかにかかわらず、第1文に則って行われる。

(2)連邦行政機関は、第1項第2文第1号が意味するところの木工製品が、FLEGTに認可されていないにもかかわらず輸入されたと確認された場合、またはFLEGT認可自体が無効だったと確認された場合、該当する木工製品を差し押さえることができる。そして：

1. もし、輸入者が1か月以内に有効なFLEGT認可を提示することができなかった場合、輸入者が費用を負担すること、輸入者がリスクを負うことを確認の上、即刻その木工製品を原産地へ戻すことを輸入者に指示しなくてはならない。

2. もし、FLEGT認可が偽造されている場合や木工製品の原産に関する申告が誤っていた場合、その木工製品を押収し、処分する。同様に収益も差し押さえる。

3. 第1号または第2号に従った原産地への返却が適切な方法ではないと判断された場合、その木工製品を跡形もなく完全に処分することを指示しなくてはならない。

(3)管轄官庁は、EU木材規則NO.995/2010第2条aが意味するところの木材及び木工製品が、第4条第1項または第4条第2項、それに関連してEU木材規則NO.995/2010第6条、EU実施規則NO.607/2012第2条から第5条まで、に反して市場に流通した場合、または流通するかもしれない場合、それらの木材及び木工製品を差し押さえることができる。そして：

1. EU木材規則NO.995/2010第4条第2項、それに関連して第6条、EU実施規則NO.607/2012第2条から第5条までが定めている条文に反する行為だと認められた場合、1か月以内にEU木材規則NO.995/2010第2条fが意味するところの木材及び木工製品の原産地が合法であることが証明できない場合、輸入者が費用を負担すること、輸入者がリスクを負うことを確認の上、即刻その木工製品を原産地へ戻すことを輸入者に指示しなくてはならない。

2. 以下のケースに該当する場合、その木材及び木工製品を押収し、処分する。同様に

収益も差し押さえる。

a)木材及び木工製品が、EU 木材規則 NO.995/2010 第 2 条 g が意味するところの違法伐採に基づいている場合。もしくは、

b) EU 木材規則 NO.995/2010 第 6 条第 1 項 a-6 及びそれに準ずる注意義務規則が定めている合法性を証明する書類が偽造されている場合や、木工製品の原産に関する申告が誤っていた場合。もしくは、

3. 第 1 号による返却、第 2 号による処分が適切ではないと判断された場合、1996 年 12 月 9 日理事会による EC 木材規則 NO.338/97 第 8 条第 1 項及び第 5 項に基づいて処分することを指示しなくてはならない。この EC 木材規則 NO.338/97 は、取引を監視することで野生動物や野生植物の種を保護する目的で制定された（1997 年 3 月 3 日付官報、法令編 61、1 ページ）。その後、EU 木材規則 NO.101/2012（2012 年 2 月 11 日付官報、法令編 39、133 ページ）によって改定され、規則に反する木材及び木工製品は取引が禁止されている。

(4)管轄官庁は、第 1 項第 2 文第 1 号に記されている送付物、もしくは EU 木材規則 NO.995/2010 第 2 条 a が示している木材及び木工製品の上市に対し責任を負っている市場参加者に、どのような措置が講じられたかを即時、通知する。

(5)第 1 項第 2 文、第 2 項第 3 号、第 3 項第 3 号が定めている範囲内において、投棄の禁止という条件を課した上で輸入者に引き渡されていた送付物が検査され、精査された場合、結果によっては、それを押収し、処分する。その際、輸入者、すなわち第 4 項が意味している市場参加者が、それに関連して発生する費用を負担しなければならない。第 1 文とは異なり、検査が第 1 項第 2 文第 5 号第 2 文に則って、疑わしいケースかどうかにかかわらず行われ、その結果、第 1 条第 1 項に示されている法的行為に違反していないと立証された場合、それに関連して発生する費用は、管轄官庁が負担する。

第 3 条 税関の協力

(1)管轄官庁が、パートナー諸国及び第三国から欧州共同体に持ち込まれる木工製品を監視する際、税関が協力をする。第 1 条第 1 項に示されている監視が必要と判断された法的行為を税関が発見した場合、ただちに連邦行政機関に通知し、関係各所と情報を共有しなくてはならない。

(2)税関当局は、

1. 第1条第1項が定めている違反法的行為の疑いがあるという十分な根拠がある場合、第2条第1項第2文第1号が意味するところの木工製品を引き留めておく権限を有する。また、その木工製品を自由取引市場へ出すことを一時的に中断させる権限も有する。

2. 第1号に該当するケースでは、輸入者が費用を負担すること、輸入者がリスクを負うことを確認の上、パートナー諸国から持ち込まれた木工製品を検査にまわすことができる。連邦行政機関、または農村地域、森林、漁労を研究する連邦研究機関であるヨハン・ハインリヒ・フォン・チューネン研究所に検査結果を提示する。

第4条 データ交換

(1)連邦行政機関は、FLEGT 認可のチェック結果を、ただちに税関当局へ通知する。連邦行政機関、州法によって定められた管轄官庁、税関当局は、欧州委員会、他の加盟国や第三国の管轄官庁に対し、EU の法規維持に必要なだとされるすべての情報を提供できる権利を有する。その情報には個人情報も含まれる。

(2) 連邦行政機関、州法によって定められた管轄官庁、税関当局は、個人情報を含む情報を、EC 木材規則 NO.338/97 を実施するために定められた州法に従って、第1条第1項に示されている監視が必要と判断された法的行為であると認められた場合、関係各所と共有する権利をも有する。

(3)データ交換と FLEGT 認可に含まれているデータ把握のために、EC 木材規則 NO.2173/2005 に則って、管轄官庁は電子システムを導入する。また、EU 木材規則 NO.995/2010 実施のために必要なデータ交換及びデータ把握のためにも同様に管轄官庁は電子システムを導入する。

第5条 法規命令制定権

(1)連邦食糧・農業省は、法規命令に従って、連邦参議院の賛成なしに次に挙げるケースにおける監視に関する規則を詳細に渡って定める権限を与えられている。それは、EC 木材規則 NO.2173/2005 第4条第1項、それに関連して EC 木材規則 NO.2173/2005 第5条第9項が定めている法的行為に対して、禁止措置が必要だと判断されるケースである。その際、とりわけサンプリング方法や分析方法を含む調査の実施、容認義務、支援義務、提出義務に関する詳細を定めることが望まれる。

(2)さらに連邦食糧・農業省は、法規命令に従って連邦参議院の賛成なしに以下の2点における監視に関する規則を詳細に渡って定める権限を与えられている。第一に、EU木材規則 NO.995/2010 第4条が定めている市場参加者が果たすべき義務について。第二に、それに関連して欧州理事会及び欧州委員会によるこの規則の補足規則と実施規則について。その際、第1条第1文は有効だと見なされる。

(3)連邦食糧・農業省は、法規命令に従って連邦参議院の賛成なしに以下の2点を実行できる権限が与えられている。

1. この法律に含まれる EC 木材規則 NO.2173/2005 及び EU 木材規則 NO.995/2010 の参照指示を変更しなくてはならないと判断された場合、参照指示を改定できる。

2. この法律に含まれる規定を削除できる。または、現存する適用範囲に合致するよう文面を修正することができる。ただし、これが実行できるのは、EU が同様の規則を公布したことにより、使用できなくなった場合のみである。

第6条 情報提供義務、容認義務、告発義務

(1)この法律を施行するため、もしくはこの法律が定めるところの任務の実行が必要だと判断されたため、管轄官庁からの要請があった場合は、自然人、法人、法律上の権能を有さない企業や社団等の人的団体は、すみやかに必要な情報を提供しなくてはならない。

(2)情報提供義務を負う者は、情報を提供したことにより自らが、または民事訴訟法第383条第1項から第3項が示している関連人物が刑事訴追や刑事手続の恐れにさらされる可能性がある場合、秩序違反に関する法律に則って、情報提供を拒否することができる。

(3)管轄官庁から、第1条第1項に記されている法的行為、すなわち、ある特定の木材及び木工製品の輸入、上市の監視を委託された人物は、EUの機関職員同行の元、第1項の適用範囲内において以下の行為が許されている。

1. 情報提供義務を負う者の所有する土地、店舗内部、企業の建物、情報提供義務を負う者が使用する輸送機関に、営業時間及び稼働時間内であれば、立ち入ること。

2. 業務上の書類を閲覧すること。そして、

3. 第2条第2項、または第3項が意味するところの、嫌疑がかけられている木材及

び木工製品を検査すること。

(4)情報提供義務を負う者は、第3項に従って、上記に挙げられた措置が講じられた場合、それを容認し、監視を委託された人物に協力しなければならない。監視を担当する人物からの要請があれば、情報提供義務を負う者はすみやかに土地、店舗内部、内部にある設備、輸送機関を示し、店舗内部、輸送機関、保管倉庫等を開けて見せなくてはならない。監視を担当する人物が立ち入り、個々の製品を検査にかける場合も、協力しなくてはならない。例えば、積み荷になっている製品を輸送機関から降ろす、業務上の書類を提示し、無償でそれらをコピーまたは印刷すること等である。

(5) EU 木材規則 NO.995/2010 第2項 a が意味するところの木材及び木工製品を第三国からドイツ連邦共和国に輸入する市場参加者は、第3文に従い、輸入行為を開始する前に行政機関に届け出なくてはならない。第1文が定めているこの届け出義務は、2013年5月9日までに、第1文が意味するところの行為を行う者は、遅くとも2013年11月9日までに届け出をするという条件が課せられている市場参加者に適用される。届け出には、企業名、市場参加者の住所及び電子通信データを記載しなくてはならない。届け出済みのデータに変更があった場合、すみやかに変更届を提出しなくてはならない。

第7条 罰金規定

(1)秩序違反の嫌疑がかけられる者とは、木材の欧州共同体への輸入のために構築された FLEGT 認可システムに役立てる目的で制定された2005年12月20日付、理事会による EC 木材規則 NO.2173/2005 第4条第1項に反して、故意または過失によって、木工製品を規則に列挙されているパートナー諸国から欧州共同体へ輸入しようとする者である。

(2)秩序違反の嫌疑がかけられる者とは、2010年10月20日、欧州議会及び欧州理事会によって木材及び木工製品を流通させる市場参加者の果たすべき義務を定められた（2010年11月12日付官報、法令編295、23ページ）EU 木材規則 NO.995/2010 に、故意または過失によって以下のような違反をする者である。

1. 第4条第1項に反して、条文に記されている木材及び木工製品を流通させる。または、
2. 第4条第3項に反して、最新の条文に記されている注意義務規則に従わない。または、少なくとも年に1度の木材及び木工製品の流通に関する査定や評価さえ行おうとしない。

(3) 秩序違反の嫌疑がかけられる者とは、故意または過失によって、

1. EU 木材規則 NO.995/2010 第 5 条第 1 文によるところの重要な情報を、記録文書化して保管していない。または、管轄官庁から要請があった場合に、記録文書をまったく提示できないか、完全な形で提示できない。EU 木材規則 NO.995/2010 第 2 条 b が意味するところの流通が、提示要請のあった時点から 5 年以上前に遡らない場合は、完全な形で提示しなくてはならない。

2. EU 木材規則 NO.995/2010 第 6 条第 1 項、それに関連して 2012 年 7 月 6 日付委員会による EU 実施規則 NO.607/2012 第 3 条、－この実施規則は、欧州議会及び欧州理事会による EU 木材規則 NO.995/2010 に準じて、詳細な注意義務規則と監視機関のコントロール方法及び頻度、木材及び木工製品を流通させる市場参加者の果たすべき義務を定めている（2012 年 7 月 7 日付官報、法令編 177、16 ページ）－、によるところの重要な情報を記録文書化して保管していない。または、管轄官庁から要請があった場合に、記録文書をまったく提示できないか、完全な形で提示できない。要求された期日までに提示できない。EU 木材規則 NO.995/2010 第 2 条 b が意味するところの流通が、提示要請のあった時点から 5 年以上前に遡らない場合は、完全な形で提示しなくてはならない。または、

3. 管轄官庁から発せられた要請に従わずに、EU 木材規則 NO.995/2010 第 6 条第 1 項 b によるところのリスク評価手続き、または第 6 条第 1 項 c によるところのリスク軽減手続きに関する証明を提出しない。

(4) 秩序違反の嫌疑がかけられる者とは、故意または過失によって、

1. 第 2 条第 2 項第 1 号または第 3 号及び第 2 条第 3 項第 1 号または第 3 号によって定められた管轄官庁から発せられた命令に従わない。

2. 第 6 条第 1 項に反して、情報を提示しない。または完全な形で提示しない。期日までに提示しない。

3. 第 6 条第 4 項第 1 文、それに関連して第 5 条第 1 項第 1 文、または第 2 項第 1 文が定めている法規命令に従わず、講じられた措置を容認しない。担当する職員に協力しない。

4. 第 6 条第 5 号第 1 文、それに関連して第 2 文、または第 6 条第 5 項第 4 文に反して、届け出を怠る。または完全な形で届け出をしない。期日までに届け出をしない。

5. 該当事案の事実内容が罰金規定に抵触する可能性があるにもかかわらず、第 5 条第 1 項第 1 文、また第 2 項第 1 文が定めている法規命令に従わない。

(5)第 1 項及び第 2 項、第 3 項第 2 号及び第 3 号、第 4 項第 1 号が定めている秩序義務違反のケースでは 5 万ユーロ以下の罰金、その他の事案では 2 万ユーロ以下の罰金を科されることがある。

(6)秩序違反に関する法律が施行されている限り、この法律の第 36 条第 1 項第 1 号が意味するところの行政官庁とは、連邦行政機関のことである。

第 8 条 罰則

(1) 以下に挙げる者に対して、1 年以下の自由刑、または罰金刑が科せられる。

1. 第 7 条第 1 項または第 2 項第 1 号に記されている故意による行為を行い、それによって私利私欲から自らのため、または他者のために多大な財産利益を手に入れる者。

2. 第 7 条第 1 項または第 2 項第 1 号に記されている故意による行為を執拗に繰り返す者。

(2) 試みも可罰的行為と見なされる。

第 9 条 押収

第 7 条の秩序違反行為、もしくは第 8 条の犯罪行為との関連性が示唆される物品、それらの行為の実行や準備に使用されたと推測される物品、実際に使用された物品は、押収することが認められている。その際、刑法典第 74 条 a 及び秩序違反法第 23 条が適用される。

第 10 条 施行

この法律は公布の翌日から施行される。

3-5-2 木材流通-保安法の一般行政規則 仮訳

連邦食糧・農業・消費者保護省
木材流通-保安法の一般行政規則について
及び森林繁殖原料に関する法律の範囲内における一般行政規則の廃止について⁴¹

2013年11月25日

基本法第84条第2項に則り、連邦政府は以下の一般行政規則を公布する：

第1条

木材流通 - 保安法に関する一般行政規則
(HolzSiGVwV)

第1項

一般規則

第1節

適用範囲及び目的

一般行政規則は、州法によって定められた管轄官庁による統一された監視の実施に役立つ目的で制定された。監視を実施する際には、木材流通 - 保安法 (HolzSiG) 第1条第2項第2文において有効とされる以下の事項を留意しなくてはならない。

1. 木材流通 - 保安法及びこの法律に基づいて公布された法規命令。

2. 2010年10月20日、欧州議会及び欧州理事会はEU木材規則NO.995/2010を採択した。この規則は、木材及び木工製品を流通させる市場参加者が果たすべき義務を定めている(2010年11月12日付官報、法令編295、23ページ)。そして、

3. 2012年7月6日に委員会によって公布されたのがEU実施規則NO.607/2012である。この規則は、欧州議会及び欧州理事会が採択したEU木材規則NO.995/2010に則り、監視機関のコントロール方法及び頻度、木材及び木工製品を流通させる市場参加者が果たすべき義務を定めている。(2012年7月7日付官報。法令編177、16ページ)。

⁴¹ Allgemeine Verwaltungsvorschrift zum Holzhandels-Sicherungs-Gesetz und zur Aufhebung von Verwaltungsvorschriften im Bereich des Rechts über forstliches Vermehrungsgut

現在効力を有する版に従って、実施される。

第2項

市場参加者の監視

第2節

市場参加者の定義

(1)州法によって定められた管轄官庁は、EU 木材規則 NO.995/2010 に則った形で、市場参加者を監視する。該当する市場参加者とは、連邦森林法 (BWaldG) 第2条第1項及び第3項と各州の州法が定めているドイツ連邦共和国の領土内にある森林で伐採された木材を扱う者である。監視の対象となるのは、連邦森林法第4条が意味するところの森林所有者、小規模個人木材購買者で、ドイツ連邦共和国の領土内にある森林で木材を伐採し、初めてそれを国内市場に流通させる者である。

(2)監視の対象になりうる市場参加者を定義する際、州法によって定められた管轄官庁は、とりわけ以下の事項に留意しなくてはならない：

1. 森林所有者として、連邦森林法第4条に則って、自らが所有する森林内で木材を伐採し、それを国内市場において有償または無償で提供する者、または自らが所有する企業における営業行為にそれを利用する者は、EU 木材規則 NO.995/2010 が定めるところの木材を流通させる市場参加者と定義され、監視の対象となる。また、第三者の業務成果を自らのものとする行為、第三者が伐採した木材を自らの勘定につける行為、林業連合の組合員である第三者の木材を製品化し、市場に流通させる行為を行う市場参加者も監視の対象となる。

2. 立ち木のまま木材を購入し、自分で伐採し (小規模個人木材購買者)、それを国内市場において有償または無償で提供する者、または自らが所有する企業における営業行為にそれを利用する者も、EU 木材規則 NO.995/2010 が定めるところの木材を流通させる市場参加者と定義され、監視の対象となる。小規模個人木材購買者は、森林所有者によって確定され、調査される。

第3節

市場参加者監視のための一般原則

(1)州法によって定められた管轄官庁は、第1節に記されている木材商法に関する規定に

従って、市場参加者の監視を行う。当局は与えられた権限を行使し、個々の事案を監視の上、適切な評価を下さなくてはならない。

(2)州法によって定められた管轄官庁は、監視実施の必要性及び範囲を判断する際、リスク要因をベースに査定する。当局はその際、とりわけ以下の事項に留意しなくてはならない：

1. 州法によって定められた管轄官庁は、木材商法に関する規定に従うのはもちろんのこと、森林にとって重要なその他の法規、とりわけ連邦と州の森林法、自然保護法に従って市場参加者を監視する。これらの法規が定めている適用範囲内で行われる監視の際、当局は、市場参加者が EU 木材規則 NO.995/2010 が意味するところの合法的に木材を伐採したのかどうかを見極めなくてはならない。伐採が第 1 文に記されているように、法規が容認するケースに当てはまる場合、この監視措置の結果は、第 1 節に記されている木材商法に関する規定に従って、今後の監視活動に役立てられる。

2. 監視実施の必要性及び範囲を判断する際、特に留意しなくてはならないのはリスクの程度がどのくらいかということである。すなわち、ドイツ連邦共和国の領土内で伐採された木材、各州の管轄官庁が担当する地域で伐採された木材が、違法であるリスクをどの程度はらんでいるのかを見極める必要がある。“リスクがある”と決定する際に留意しなくてはならない点は、特定の市場参加者が過去にどのくらいの頻度で、特定の州やある州の特定の地域、特定の種類の木材を違法に伐採していたか、有効であると認定済みの規則、少なくとも EU 実施規則 NO.607/2012 第 4 条、またはそれに準ずる第三者によって精査済みの規則が認めている森林地域で伐採されたのか、である。それらの点を鑑みて調査しなくてはならない。特定の市場参加者たちが、特定の国や地域で、特定の種類の木材を繰り返し違法に伐採していることを当局が突き止めた場合、リスク上昇に比例して、監視体制をさらに強化しなくてはならない。

3. 動機に関連する監視措置が講じられるのは次のような場合である：州法によって定められた管轄官庁に、第三者が十分な根拠に基づいて違反の可能性を通告した場合。または、管轄官庁が、森林における通常監視の中で違反の可能性を認めた場合。

4. 州法によって定められた管轄官庁は、第 1 項に則り、監視記録を残さなくてはならない。必ず記録しておかなければならないのは、監視方法と監視結果である。また、状況に応じて通常とは異なる監視を行った際には、必ず記録しておかなくてはならない。すべての監視措置に関する記録は、最短で 5 年間は必ず保管しておかなくてはならない。連邦食糧・農業・消費者保護省から要請があった場合、州法によって定められた管轄官庁は監視について報告する義務を負う。その際に使用される統一された報告フォー

マットは、EU の基準に従って作成される予定である。

第 4 節

上市禁止の監視

(1)州法によって定められた管轄官庁は、違法に伐採された木材を市場で流通させてはならないという原則を念頭に置き、監視にあたる。しかし、この原則以外にも、木材の伐採に関連する留意すべき法規がある。特に重要とされる法規は、例えば、連邦と州の森林法、自然保護法、または個々のケースによっては適用される可能性があるドイツ水管理法や州水法などである。これらの法規に従い、木材が違法に伐採されていないか、伐採行為が法に抵触していないかどうかを監視する。伐採された木材の全体量のうち一部のみが違法伐採だと認められる場合は、土地の面積単位の違反行為だと判断されるケースもある。

(2)事実に裏付けされた根拠によって違反の疑いが浮上した場合、もしくは州法によって定められた管轄官庁が、木材が違法に伐採され、市場で流通していると認めた場合、木材流通 - 保安法 (HolzSiG) 第 2 条に従って、ただちに必要な措置を講じなくてはならない。その目的は、違反を突き止めることにより今後の違反を事前に防止すること、突き止めた違反を取り除くことである。当局の重要な役割は、責任の所在である市場参加者に、違法に伐採した木材を市場で流通させてはならないことを認識させることと、市場で流通させないよう適切な措置を講じることである。当局職員は、個々のケースの状況次第では、違法木材を押収、処分することができるだけでなく、収益も没収することができる。合法性を証明できる伐採許可なく木材が伐採されたと確認され次第、該当する木材は押収するのではなく、権利者へ返却しなくてはならない。

第 5 節

注意義務規則適用の監視

(1)市場参加者が、注意義務規則第 4 条第 2 項及び第 3 項、それに関連して EU 木材規則 NO.995/2010 第 6 条、EU 実施規則 NO.607/2012 第 2 条から第 5 条が要求する事項を満たしているかどうかの監視は、第 3 節第 2 項第 1 号が意味するところの監視に関するその他の法律、本状第 3 節第 2 項第 3 号が意味するところの動機に関連する監視措置に従って行われなくてはならない。

(2)監視を行う際、州法によって定められた管轄官庁は、市場参加者が EU 木材規則 NO.995/2010 第 6 条第 1 項 a が定めるところの以下に挙げる情報を含む記述を提示できる準備が整っているか、EU 実施規則 NO.607/2012 第 5 条が定めているように、それを 5 年間保管していたかどうかをチェックしなければならない：

1. 商号、製品の種類、流通している木材の種類を含む記述。流通している木材の種類
の名称が明確ではない場合は、これらに追加して、木材の種類の名を記述しなくては
ならない。
2. 伐採が行われた国とその国内のどの州、どの地域で行われたかの記述。
3. 体積、重量、製品単位の数を含む分量に関する記述。
4. その木材が納入された購買者の名前と住所に関する記述。
5. その木材が現在効力を有する法規に適合していることを明示する正式文書、また
はそれを明示するその他の証明書。

市場参加者が提出する略式記述を手掛かりにして、とりわけ電子的形態で発行された請
求書、配達証明書等もチェックしなくてはならない。提出された情報だけでなく、とりわけ
どの森林で、いつその木材が伐採されたのかを突き止めなくてはならない。チェックの結果、
それぞれの森林所有者や小規模個人木材購買者によって上市された木材に関して、管轄官
庁が追加的調査を行わない場合、その木材は合法的に伐採されたものと見なされる。

(3)少なくとも EU 実施規則 NO.607/2012 第 4 条が定めている基準を満たしていると認
められるシステムに則って、任意により木材合法証明書が提出された場合、この木材合法証
明書を基に、第 2 項第 1 文第 5 号が定めている要求を満たしているかどうかを追加的にチ
ェックする。

(4)市場参加者が、ある林業連合の組合員であるという理由で上記に挙げた情報にダイレ
クトにアクセスできない場合、州法によって定められた管轄官庁は、当該の市場参加者が情
報に即時アクセスできるよう手配しなくてはならない。この場合、HolzSiG 第 6 条第 1 項
に則り、個々のケースの状況次第では、必要な情報を入手するため、各林業連合に連絡し、
情報提供を依頼する。

(5)市場参加者がドイツ連邦共和国内の土地で自己の責任において木材を伐採した場合、
伐採の際、その市場参加者が木材伐採に関するすべての法令を遵守していると自分自身で
判断できていると確認することができれば、リスク評価手続き、リスク軽減手続きを適用し
た調査は必須ではない。

(6)事実による裏付けを根拠にして嫌疑がかけられる場合、または、州法によって定めら

れた管轄官庁が秩序違反法を順守していないと判断した場合、当局は HolzSiG 第 2 条に従って今後の違反を事前に防止するために、また突き止めた違反を取り除くために必要な措置を講じなくてはならない。

第 3 項

その他の事案における監視

第 6 節

取引業者の監視、追跡調査

(1)州法によって定められた管轄官庁が、ドイツ連邦共和国内の土地で違法に木材が伐採、上市されたという情報を入手した場合、当局は納入プロセスを遡ることによって該当する木材を調査する。その上で、当局の任務を遂行するために、必要な措置を講じなくてはならない。管轄官庁には、HolzSiG 第 2 条第 3 項に従って、その木材が末端消費者に届いていない限り、それを押収する権限が与えられている。このような追跡調査の際、当局は取引をしている人物が、EU 木材規則 NO.995/2010 第 5 条を遵守しているかどうかを監視しなくてはならない。

(2)追跡調査が州境を超える場合、管轄官庁は、調査対象の所在が認められる州に調査に関する情報を提供し、共同調査を行うべく調整を図る。追跡調査が国境を超える場合、連邦食糧・農業省が、調査対象の所在が認められる国々の管轄官庁と連絡を取った上、追跡調査に介入する。

第 7 節

監視機関の監視

州法によって定められた管轄官庁によって監視対象となっている市場参加者が、各州の管轄官庁の業務範囲内で活動する監視機関によって作成された注意義務規則を遵守している限り、管轄官庁は、本状第 1 節に挙げられている木材商法に関する規定に従って、監視機関を監視する。

第 2 条

森林繁殖原料に関する法律の範囲内における一般行政規則の廃止

(1)1985 年 11 月 5 日付の森林繁殖のための原料認可に関する一般行政規則（森林播種認可一般行政規則：1985 年 11 月 15 日付連邦官報第 214 号 a 参照のこと）は、－最終改定日は 1998 年 7 月 1 日であるが（連邦官報 9666 ページ）－、廃止される。

(2)1990年9月3日付の林業種物及び林業種苗に関する法律施行のための一般行政規則（森林播種認可一般行政規則：1990年9月19日付連邦官報第176号a参照のこと）は、廃止される。

第3条

施行

この法律は公布の翌日から施行される。

2013年11月25日 ベルリン

ドイツ連邦首相
Dr.アンゲラ・メルケル

ドイツ連邦内務大臣
連邦食糧・農業・消費者保護省の業務を代行して
ハンス・ペーター・フリートリッヒ